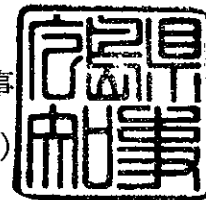


平成26年5月23日

広島県監査委員 様

広島県知事  
( 財政課 )



勧告に基づき講じた措置について (通知)

平成26年3月24日付け広監委第85号で勧告のあった、一級河川芦田川水系八幡川河川改良工事に係る措置請求について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

勧告に基づき講じた措置について

平成26年3月24日付け広監委第85号で勧告のあった一級河川芦田川水系八幡川河川改良工事（以下「本件工事」という。）に係る措置請求に対して、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、次のとおり必要な措置を講じたので通知します。

**1 措置の内容**

請負業者A社に対し、本件工事における未施工部分の額を精査した結果16,969円及び県が大型土のう袋の一部54個の撤去に要した費用1,884,444円との合計額1,901,413円について債務不履行に基づく損害賠償請求を行った。

**2 請求年月日**

平成26年5月19日

**3 納入期限**

平成26年6月2日